

個別規程 IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ

A

令和6年4月5日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(品目)

IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ A には、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
プラン 1	Amazon Web Services, Inc.が提供する AWS Direct Connect(以下この個別規定において、「AWS Direct Connect」といいます。)が定める Hosted Virtual Interface を介して接続性を提供するもの
プラン 2	AWS Direct Connect が定める Dedicated Connections を介して接続性を提供するもの
プラン 3	AWS Direct Connect が定める Hosted Connections を介して接続性を提供するもの

第2条(帯域品目)

IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ A には、それぞれの品目に応じて、別途当社が定める帯域品目(以下この個別規程において「帯域品目」といいます。)があります。

第3条(最低利用期間)

IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ A に係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ A 契約」といいます。)においては、最低利用期間は1年とし、その起算日は課金開始日とします。

第4条(利用資格)

IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ A を利用するには、AWS Direct Connect」の契約者である必要があります。

第5条(利用条件)

契約者は、Amazon Web Services, Inc.が定める提供条件に従うものとします。

2 契約者は IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ A を利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ A の対象とする AWS Direct Connect の設定
- (2) 前号の他当社が個別に指定するもの

3 契約者は、IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ A の提供に必要な AWS Direct Connect の情報を当社に開示するものとし、当該開示情報に変更が生じた場合は、速やかに通知するものとします。

4 第 2 項及び前項に定める事項を契約者が行っていない場合には、IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ A を提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

5 AWS Direct Connect に関する質問その他のサポートは、契約者と Amazon Web Services, Inc.との間で直接行われるものであり、当社が当該サポートを行うことはできません。

第 6 条(契約の単位)

当社は、IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ A の場合にあつては、品目ごとに一の IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ A 契約を締結します。

第 7 条(契約内容の変更)

品目をプラン 1 又はプラン 2 とする IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ A の契約者は、当該 IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ A の帯域品目について、IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ A の契約内容の変更を請求できるものとします。ただし、同一品目内での変更に限ります。

第 8 条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があつた場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ A には、次のオプションサービスがあります。

(1) IP アドレス追加オプション

AWS Direct Connect への接続の態様をパブリックとする IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ A の契約者に対し、IP アドレス変換において必要なグローバル IP アドレスを追加する機能等を提供する、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

3 IP アドレス追加オプションの利用における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、IP アドレス追加オプションの課金開始日とします。

4 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第9条(品質保証)

IIJクラウドエクスチェンジサービス/タイプAにおいては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙1の定めによるものとします。

- (1) 可用性
- (2) 障害通知

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第10条(サービスの廃止)

当社は、Amazon Web Services, Inc.が、AWS Direct Connect の提供を終了した場合、IIJクラウドエクスチェンジサービス/タイプAを廃止します。

第11条(解除の効力が生ずる日)

IIJクラウドエクスチェンジサービス/タイプAにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から45日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第12条(料金)

契約者が、IIJクラウドエクスチェンジサービス/タイプAの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙2のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務はIIJクラウドエクスチェンジサービス/タイプAの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第13条(最低利用期間内調定)

IIJクラウドエクスチェンジサービス/タイプAがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第28条(契約者の解除)第2項又は第3項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙3に定める金額を支払うものとします。

2 オプションサービスがその最低利用期間の経過する日前に終了した場合には、別紙3に定める金額を支払うものとします。

第14条(品質保証違背時の減額)

IIJクラウドエクスチェンジサービス/タイプAにおいて、第9条(品質保証)に定めるところにより、基本サービスの月額費用の額をその限度額として、IIJクラウドエクスチェンジサービス/タイプAの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第15条(保証の限定)

IIJクラウドエクスチェンジサービス/タイプAは、本個別規程において明示的に規定されている場合を除き、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 常に利用可能であること
- (2) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

第16条(技術的事項)

IIJクラウドエクスチェンジサービス/タイプAにおける技術的事項は、別紙4のとおりとします。

附則

平成28年9月1日施行

この契約約款は、平成28年9月1日から実施します。

平成30年10月1日変更

この契約約款は、平成30年10月1日から実施します。

令和3年3月1日変更

この契約約款は、令和3年3月1日から実施します。

令和6年3月1日変更

この契約約款は、令和6年3月1日から実施します。

令和6年4月5日変更

この契約約款は、令和6年4月5日から実施します。

別紙 1 IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ A における品質保証

[第 9 条関係]

1 可用性

(1) 保証基準

当社のネットワークセンタに設置されている現用系ルータ及び予備系ルータのいずれか一方と、別紙 4 に定める責任分界点のいずれか一方との間において、常にインターネットプロトコルによる相互通信が利用可能であること。ただし、当社が契約者に対し、一般規程第 24 条(利用の中止)第 2 項に定める IIJ インターネットサービスの提供の中止を通知した場合は除きます。

(2) 品質保証違背時の減額

1 回の利用不能時間につき、以下のとおりの金額について減額を行うものとする。

時間	金額
30 分超 60 分以内	基本料金(月額)の 90 分の 1
60 分超 12 時間以内	基本料金(月額)の 30 分の 1
12 時間超 24 時間以内	基本料金(月額)の 10 分の 1
24 時間超 3 日以内	基本料金(月額)の 5 分の 1
3 日超 7 日以内	基本料金(月額)の 3 分の 1
7 日超 14 日以内	基本料金(月額)の 2 分の 1
14 日超	基本料金(月額)の全額

2 障害通知

(1) 保証基準

当社の定める障害検知及び連絡手続により、障害発生を検知してから 30 分以内に契約者の指定する障害時連絡先に障害の通知を行うこと。

(2) 品質保証違背時の減額

月額費用の 30 分の 1 を減額するものとする。

別紙 2 IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ A における料金等

[第 12 条関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ A の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

IP アドレス追加オプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) 基本サービス

IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ A の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

IP アドレス追加オプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

3 一時費用

第 7 条(契約内容の変更)に定める契約内容の変更にあつては、当社が別途契約者に示す金額

別紙 3 最低利用期間内解除調定金 [第 13 条関係]

1 第 13 条第 1 項関係

第 3 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 2 の 2. 月額費用に定める金額

2 第 13 条第 2 項関係

第 8 条(オプションサービス)第 3 項の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 2 の 2.月額費用に定める金額

別紙 4 技術的事項 [第 16 条関係]

IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ A における責任分界点は、当社通信機器と AWS Direct Connect の相互接続点との接続点とします。